

山口大学医学部附属病院における院内感染対策のための指針

平成 19 年 6 月 22 日 病院長裁定

平成 25 年 8 月 31 日 改訂

平成 27 年 4 月 1 日 改訂

平成 30 年 10 月 17 日 改訂

平成 31 年 4 月 1 日 改訂

令和 5 年 4 月 1 日 改訂

1. 感染対策に関する基本的考え方

山口大学医学部附属病院(以下「本院」という)は特定機能病院として高度先進医療の開発・実践を担い、同時に安全な医療を実現する使命を負っている。安全な医療の実現のために院内感染 対策の推進は不可欠である。本院における感染対策は、感染症の診断・推定の有無にかかわらず、全ての患者及び職員に対して標準予防策(standard precaution)を講じたうえで、空気感染、飛沫感染或いは接触感染の感染経路別予防策など根拠に基づく予防策を講じて、感染のまん延を未然に防ぐことを第一の基本と考える。

2. 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

院内感染対策を推進するために、感染対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、毎月1回の定例開催とし、院内感染対策に関する事項について審議する。緊急時には随時に開催し、迅速に対応する。また、感染対策を円滑に運営するために、感染制御部を設置する。感染制御部は、院内感染対策専門部会や院内感染対策推進部会、感染対策リンクスタッフ連絡会議を運営し、継続的な感染対策の取り組みを行うものとする。

3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

院内感染対策においては、その知識と技能の維持、また、刷新される内容への対応が必要であることから、個々の職員においては常に適正な感染対策実践のための努力とともに、業務遂行上での技能、チームの一員としての意識向上に努めることが求められている。そのため委員会は、全職員を対象とする年2回以上の研修会、必要に応じて部署毎又は職種毎の職員に指導・教育等を実施し、院内感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、周知徹底させる。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生動向の情報を共有することは、院内感染の予防及びまん延防止においては必要不可欠である。そのため委員会において、感染症発症の状況把握と分析等を行い、感染症の発生動向を定期的に各部署の感染担当者に伝達して、情報の共有を図る。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生した場合は、症状の如何にかかわらず十分な診療に当たるとともに、速やかに発生の原因を分析し、終息に向けた対策の立案及び実施並びに職員への周知及び指導を行う。また、原因究明のため疫学調査を行い、根本対策と再発防止策を講じる。必要により第3者機関の協力を求める。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

患者等が、当該指針の閲覧を希望する場合は、本病院が定める閲覧場所において閲覧に供する。また、院内感染対策を講じる上で、患者等の理解と協力は必要不可欠であることから、必要な情報の提供は院内掲示物等による広報と併せ、職員による直接の情報伝達とで行う。

7. 本病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

本病院の現状に即した実効性の高い感染対策マニュアルを常備し、随時改訂を行う。また、感染症の発生状況及び感染対策の実効性を確認するため、耐性菌や医療器具関連感染サーベイランスを行う。職業感染対策のためのシステムの構築と推進及び安全な療養環境提供のための院内環境の整備について、担当部門と連携して取り組む。

8. 感染対策の地域連携に関する基本方針

国公立大学病院感染対策協議会、保健所および医師会等と連携し、地域における感染対策の推進に寄与する。